

令和 4 年 6 月 1 日

村内農業従事者 各位

産業経済課

令和 4 年度経営所得安定対策事業（産地交付金）及び  
農業振興事業（生産調整振興事業）補助金について（周知）

令和 4 年度補助金について、下記のとおり助成を検討しております。

## 記

## 1. 経営所得安定対策事業（産地交付金）

水田を下表用途に転作した農地に対し、補助金を交付します。（各種要件あり）

用途	助成対象面積（a）	単価（円/10a）	予定交付額（円）
①ハトムギ推進助成	800	15,000	1,200,000
②振興作物助成A	800	14,000	1,120,000
③振興作物助成B	120	9,000	108,000
④飼料用米推進助成	7,770	1,500	1,165,000
⑤大豆推進助成	800	8,000	576,000
⑥そば推進助成	400	8,000	320,000
⑦わら利用（耕畜連携）	7,540	1,000	754,000
合計			5,243,500

※（注意事項）現在、協議中のため、今後変更になる可能性があります。

令和 4 年度産地交付金協議会内報額 5,244,000 円

助成対象面積は昨年度の実績および要件変更を考慮したものであり、今年度の実施面積によっては単価を調整する場合があります。特に④飼料用米については、昨年度時点において目標数量に対する達成度が高いことから、既に国の交付金額の減額や条件変更の見直しがあり、県や市町村の産地交付金においても同様の見直しとなる可能性があります。

## ②振興作物助成Aの対象作物

トマト（ミニトマト、加工品含む）、きゅうり、ブロッコリー、ねぎ（こねぎ含む）  
にら、ほうれんそう、キャベツ

## ③振興作物助成Bの対象作物

かぼちゃ、こまつな、さやいんげん、スナックエンドウ、ツルムラサキ、  
しゅんぎく、パセリ

④飼料用米推進助成、⑤大豆推進助成においては、1.5ha 以上作付を行い、うち60%  
の団地化に取り組むこと。

⑥そば推進助成においては、1.0ha以上作付を行い、うち50%の団地化に取り組むこと。(その他要件あり)

団地化とは、2筆以上の農地がまとまりを構成し、一連の農作業を継続するのに支障がないものとして、以下のいずれかに該当する場合。

- (1) 2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの
- (2) 2筆以上の農地が農道又は水路を挟んで接続しているもの
- (3) 段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの
- (4) 2筆以上の農地が該当農地の耕作者の宅地に接続しているもの

※ただし、河川等をはさみ、農作業の継続に支障があるものは対象外とする

## 2. 農業振興事業（生産調整振興事業）

泉崎村内農業者が泉崎村内農地に作付する際、下表のとおり交付します。

作物名	単価（円/10a）	昨年度作付面積（a）	予算額（円）
ハトムギ（田・畑） （法人以外）	20,000	1,537.3	3,074,600
ハトムギ（田・畑） （法人）	10,000	760.8	760,800
そば（田）	10,000	269.8	269,800
そば（畑）	7,000	2,218.4	1,552,880
大豆（田）	10,000	826.8	826,800
大豆（畑）	7,000	305.5	213,850
ブロッコリー（田）	5,000	213.3	106,650
飼料作物（WCS）	5,000	514.6	257,300
きゅうり（田）	5,000	248.7	124,350
トマト（田）	5,000	272.0	136,000
自然薯（畑）	20,000	3.0	6,000
飼料用米（田）	5,000	4,666.9	2,333,450
		合計	9,662,480

※ 現在協議中のため、今後変更になる可能性があります。

予算額を超えた場合は、単価調整をさせて頂く場合があります。

※ 令和2年度より、法人については、ハトムギに限り補助対象額を2分の1以内とする  
ことと改正されました